

青森県ウスメバル資源回復計画

1. 資源の現状と資源回復の必要性

(1) 対象資源の資源水準の現状

青森県地先のウスメバルは、本県全域に生息する岩礁性の魚種で、特に日本海が主要な漁場となっており本県漁獲量の約 8 割が漁獲されている。

ウスメバルは卵胎生の魚種で、11 月ごろに交尾が行われ、3 月下旬から 6 月上旬にかけて（盛期 4-5 月）体長 5mm ほどの仔魚で産仔され、浮遊期に入る。体長 15-50mm の期間は流れ藻等の浮遊物に付随して生活し、その後水深 30m 前後の海底に着底する。また、流れ藻等に付随しない群れがいることも確認されている。

着底後は成長に伴い深場へと移動し、水深 50m から 200m の海域に生息する各水深においても仔魚を抱えた親魚が確認されていることから、産仔期の深浅移動等を行わないと考えられている。

また、陸奥湾には、津軽海峡からウスメバル稚魚が流れ藻と共に湾内に流入し、陸奥湾の主力産業であるホタテ養殖籠にい集することが確認されており、陸奥湾がウスメバル稚魚の育成に「ゆりかご機能」を果たしていることが知られている。

青森県におけるウスメバルの成長は表 1 に示すとおり雌雄差はほとんどなく、3 歳～4 歳で成熟する。

青森県の漁獲量の推移及び主産地である小泊漁協における銘柄別漁獲量と CPUE(単位努力量当たりの漁獲量)の推移を見ると近年ウスメバル資源は減少傾向にあり、青森県のウスメバルの資源水準は中位・減少傾向にあると考えられる。(図 1、図 2)

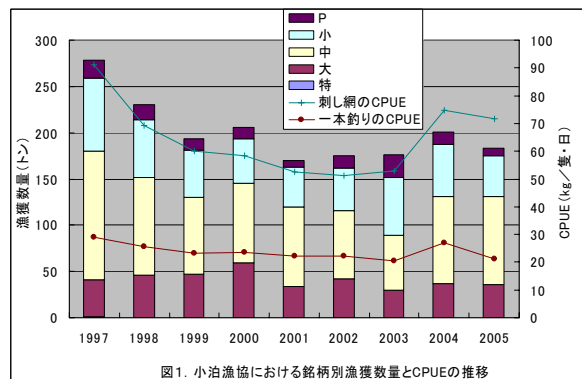


表 1.ウスメバルの年齢と成長の関係

| 満年齢 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|------------|-----|------|------|------|------|------|------|
| メス尾叉長 (cm) | 8.2 | 13.9 | 18.0 | 20.8 | 22.8 | 24.2 | 25.2 |
| オス尾叉長 (cm) | 7.8 | 13.6 | 17.7 | 20.6 | 22.7 | 24.2 | 25.3 |

出典：「メバル類の資源生態の解明と管理技術開発」
水産業関係特定研究開発促進事業総括報告書

(2) 漁獲量の推移と資源回復の必要性

青森県のウスメバル漁獲量は図2に示すとおり、1960年に最高の1,449トン記録し、その後1962年から増減を繰り返しつつも、1979年までは平均漁獲量719トンと高位であった。

しかしながら、1980年からは減少傾向を示し、1988年には過去最低の197トンとなった。

1987年から1994年までは特に漁獲が減少し、平均の漁獲量が246トンと低迷した。

1995年以降卓越年級群の発生等により漁獲は上向きとなったが、1960年代から1970年代の高位期には及ばず、500トン弱の漁獲量にとどまっている。

ウスメバルの主産地である小泊・下前地区では低迷期だった1992年に、刺網漁業及び一本釣漁業について休漁日の設定、小型魚市場荷受制限などの自主的な資源管理を設定し、資源の保護・管理を実施しているが、津軽海峡から流れ藻と共に湾内に流入し同一系群を漁獲していると考えられる陸奥湾地区を始め、津軽海峡地区でもウスメバルの資源管理を進める必要がある。

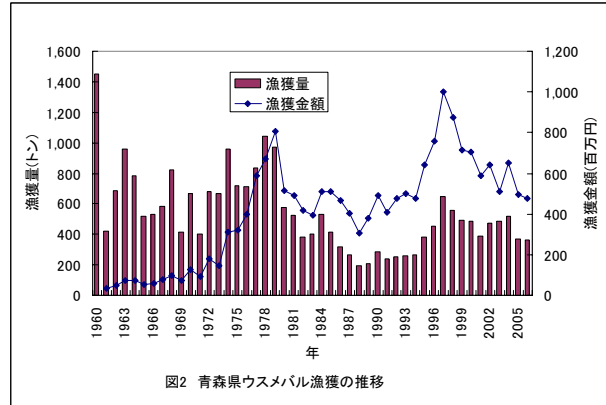


図2 青森県ウスメバル漁獲の推移

2 資源の利用と資源管理等の現状

(1) 関係漁業等の現状

① 関係漁業の現状

本回復計画において対象とする海域は図3に示す青森県の大間越漁協から岩屋漁協までの海域（以下、「対象海域」という。）であり、漁業形態により大きく3つの区域に区別される。

日本海地区（大間越～小泊漁協）では主に一本釣漁業、めばる刺網漁業で漁獲され、津軽海峡地区（竜飛～今別町東部、佐井村～岩屋漁協）では一本釣漁業で漁獲される。また、内湾の陸奥湾地区（外ヶ浜～脇野沢村漁協）では小型定置網漁業で漁獲されるが混獲程度である。

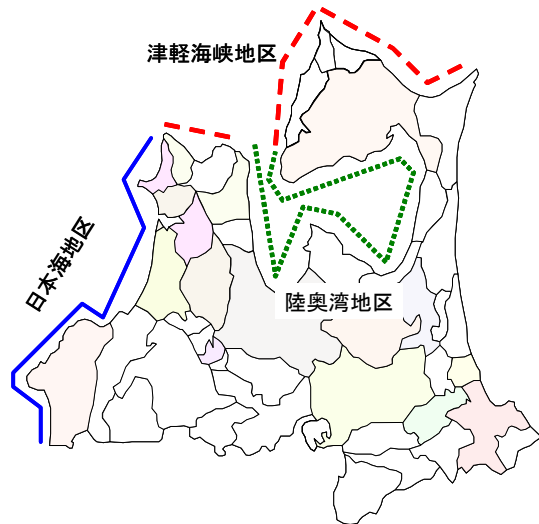


図3 ウスメバル資源回復計画対象海域

表 2 操業等の現状

| 漁業種類 | 管理区分 | 海域別操業（許可）件数 | | |
|-----------|------|-------------|------|-----|
| | | 日本海 | 津軽海峡 | 陸奥湾 |
| 一本釣 | 自由 | 118 | 123 | 7 |
| めばる刺網 | 知事許可 | 52 | — | — |
| ほっけ・めばる刺網 | 知事許可 | 10 | — | — |
| その他刺網 | 漁業権 | 0 | 32 | 413 |
| 小型定置網 | 漁業権 | 42 | 205 | 37 |
| 底建網 | 知事許可 | 324 | 33 | 28 |
| | 漁業権 | 339 | 92 | 98 |

②漁獲量、漁獲金額の推移

対象海域のウスメバル漁獲量は図 4 に示すとおり県内の漁獲量のほとんどを占めており、2006 年では青森県ウスメバルの漁獲量の 87%となっている。

また、図 5 の対象海域での漁法別漁獲量に示したとおり、漁獲のほとんどは一本釣漁業及び刺網漁業である。2006 年では対象海域の漁獲量の内、一本釣漁業及び刺網漁業の割合が 98%を占めた。対象海域の中では特に日本海での漁獲量が多く、84%を占める（図 6）。

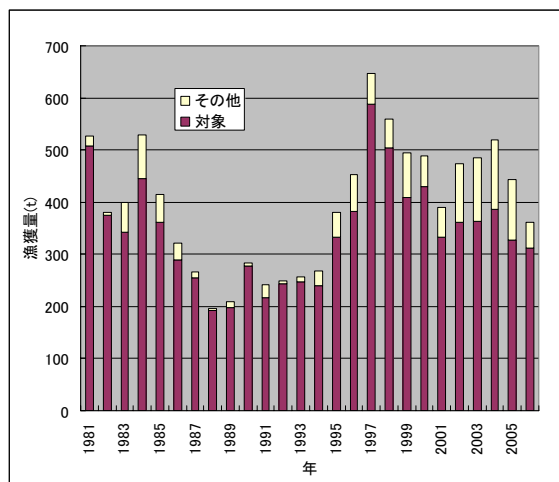


図 4 対象海域のウスメバル漁獲量

漁獲金額は、図 2 に示すとおり 1961 年の 33 百万円から単価の上昇により加速度的に増加し、1979 年には 808 百万円とピーク達した。その後、漁獲量の減少に伴い金額も減少したが、単価は一定又は微増して高い傾向となり、1997 年には最高の 999 百万円となった。

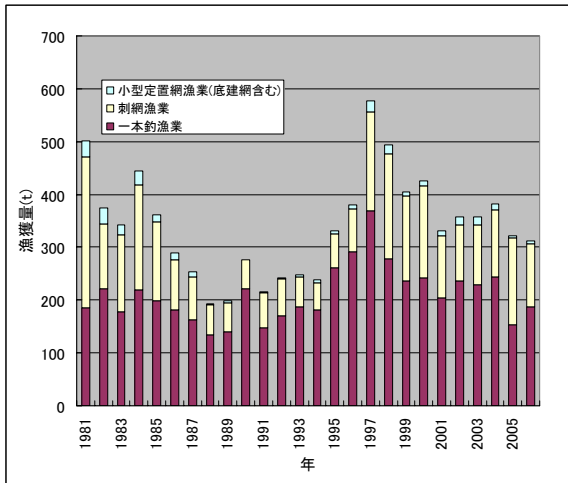


図5 対象海域における漁業種類別漁獲量

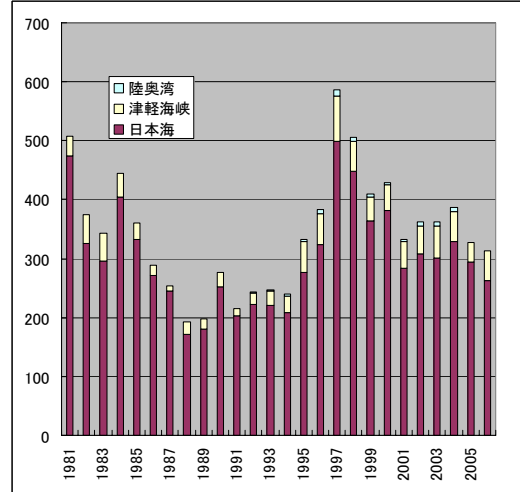


図6 対象海域での地区ごとの漁獲量

③漁業形態及び経営の現状

ウスメバルの漁獲は一本釣及び刺網漁業が主力であるが、一本釣漁業は周年操業であり、盛漁期は6月～7月となる。また、刺網漁業の漁獲の内、大部分を占めるめばる刺網漁業の許可期間は6月～8月であるため、その他の時期はいか釣漁業等を兼業している。その他では小型定置網、底建網漁業により漁獲されているが混獲程度の漁獲である。

対象海域のウスメバルは図7に示すとおり魚価が高い魚種であり、ピーク時は1,992円/kgであった。近年は低下傾向にあるものの、2006年は1,421円/kgと高値を保っている。しかしながら、漁獲の主力である一本釣及び刺網漁業では漁獲量の減少にともない漁家経営の悪化を招いている。

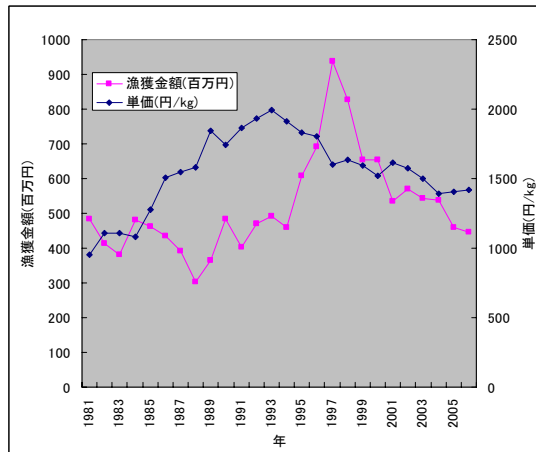


図7 対象海域での漁獲金額と単価の推移

④消費と流通の現状

小泊・下前地区のウスメバルは平成6年より「津軽海峡メバル」として出荷され、ブランド化されている。現在では、大部分が築地や大阪など大都市圏に出荷されている。

(2) 資源管理等の現状

①関係漁業の主な資源管理措置

(ア) 公的管理

知事許可漁業である刺網の制限又は条件は下表のとおり。

表 3 公的資源管理措置（許可の制限又は条件）

| 漁業種類 | 措置 | 規制内容 |
|--------------|-------|--------------------|
| めばる固定式刺網 | 操業期間 | 6月1日～8月31日 |
| | 漁具制限等 | 一人1ヶ統、1,000m以内 |
| | 操業時間 | 投網午後5時以降、揚網午後10時以前 |
| | 目合規制 | 目合75mm以上 |
| | 網丈規制 | 立ち6.5m以内 |
| ほっけ・めばる固定式刺網 | 操業期間 | 3月1日～4月30日 |
| | 漁具制限等 | 一人1ヶ統、600m以内 |
| | 操業時間 | 投網午後5時以降、揚網午後11時以前 |
| | 目合規制 | 目合85mm以上 |
| | 網丈規制 | 立ち6m以内 |

(イ) 自主的管理

○小泊・下前地区資源管理計画

- ・6月～8月の3ヶ月間、一本釣及び刺網漁業が毎月2日休漁する。
- ・漁協規格の2P（110g）以下を荷受けしない。

②遊漁の現状

ウスメバルは遊漁の対象となるが、遊漁の漁獲状況について調査は行われていない。

③資源の積極的培養措置

平成13年度から平成17年度までのウスメバル量産技術開発試験により種苗生産が可能となり、安定的に産仔魚が得られるようになった。種苗生産によって得られた人工種苗を用いて、小泊・下前地区で中間育成を行ったのち、5年間で約2万尾の放流を行った。その内1万尾については標識を装着し、再捕状況について追跡調査を行っている。

④漁場環境の保全措置

青森県ではめばるを対象魚種に含む魚礁漁場等について整備を行っているが、漁業者による施設の利用及び漁協、市町村で構成する漁場管理運営協議会による管理・保全を行っている。実施状況は表4のとおりである。

表4 ムスバルを対象魚種を含む魚礁漁場等の整備状況

| 漁場名 | 事業種別 | 実施期間 | 整備規模(空m3) | 事業主体 | 備考(事業名) |
|-------|------|-------------|-----------|------|---------------|
| 岩崎地先 | 魚礁 | H13～H15 | 38,893 | 青森県 | 広域漁場整備事業 |
| 小泊地先 | 増殖場 | H12～H15 | 65,972 | 青森県 | 広域漁場整備事業 |
| 木野部地先 | 魚礁 | H13～H16 | 20,407 | 青森県 | 広域漁場整備事業 |
| 岩屋地先 | 魚礁 | H13～H14 | 11,388 | 青森県 | 広域漁場整備事業 |
| 福浦地先 | 増殖場 | H13～H16 | 65,726 | 青森県 | 地域水産物供給基盤整備事業 |
| 野牛地先 | 魚礁 | H14～H16 | 1,391 | 青森県 | 広域漁場整備事業 |
| 奥戸地先 | 魚礁 | H14,H16,H18 | 2,727 | 大間町 | 地域水産物供給基盤整備事業 |
| 大間地先 | 魚礁 | H15,H17 | 2,727 | 大間町 | 地域水産物供給基盤整備事業 |
| 鱒ヶ沢地先 | 魚礁 | H13～H19 | 34,163 | 青森県 | 広域漁場整備事業 |
| 小泊地先 | 魚礁 | H14～H22 | 20,166 | 青森県 | 広域漁場整備事業 |
| 三厩地先 | 魚礁 | H13,H16～H17 | 12,596 | 青森県 | 広域漁場整備事業 |
| 竜飛地先 | 魚礁 | H14～H15,H18 | 10,076 | 青森県 | 広域漁場整備事業 |
| 奥戸地先 | 魚礁 | H14～H18 | 20,152 | 青森県 | 広域漁場整備事業 |
| 大間地先 | 魚礁 | H13 | 2,532 | 青森県 | 広域漁場整備事業 |

3 回復計画の目標

1(1)に示すとおり、近年のウスメバル資源は中位で減少傾向となっており、今後もこの傾向で推移するとすれば、ウスメバルの漁獲量は1987年～1994年の漁獲低位期(対象海域の平均漁獲量：233t)の水準にまで減少する可能性がある(5年間で約36%の減少)。資源を回復させるためには現状の漁獲努力量を大幅に削減させる必要があるが、漁業経営への影響等を考慮し、資源回復に向け段階的に取り組む必要がある。

ウスメバルは成熟までに3～4年を要する魚種であることから、小型魚に対する漁獲努力量を低減し産卵親魚の確保を図るため、小型魚の再放流及び休漁日の設定等による漁獲努力量の削減を行うとともに、併せて資源の積極的培養及び漁場環境の保全に取り組むことにより、2002年～2006年の平均漁獲量346トンを維持することを目標とする。

4 資源回復のために講じる措置と実施期間

2007年度～2011年度の5ヵ年において、以下の措置を講じる。

(1) 漁獲努力量の削減措置

① 小型魚の荷受け制限(一本釣、刺網、小型定置網漁業)

- ・ 日本海地区は、2P(110g)以下の小型のウスメバルは荷受けしない。
- ・ 津軽海峡地区では、3P(90g)以下の小型のウスメバルは荷受けしない。

② 休漁日の設定(めばる対象一本釣)

- ・ 日本海地区でのめばるを対象とする一本釣漁業は、6月～8月の間、毎月2日の休漁日を設定する。

③幼稚魚の保護

対象海域での幼稚魚の保護について検討し、再放流に努める。

(2) 資源の積極的培養措置

第5次青森県栽培漁業基本計画において、平成21年度までに全長80—120mmサイズの種苗を5万尾放流することを目標とする。

(3) 漁場環境の保全措置

青森県の水産資源の持続的利用、漁業生産のより一層の回復・増大を図るため、漁場環境の保全措置を検討する。

5 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置

漁獲努力量の削減措置の各地区での確実な取り組みを行うと共に、必要に応じて漁業法等に基づく公的規制の措置を講じることを検討する。

6 資源回復のために講じる措置に対する支援策

(1) 漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策

資源の持続的利用を目指し、主に漁業者の自主的取組を尊重しながら実施することから、当面、経営安定策は実施しない。

(2) 資源の積極的培養措置に対する支援措置

2005年度～2009年度の第5次基本計画は、新技術開発期から放流技術開発期への移行を目標としている。これについては経過を見つつ種苗生産の事業化及び民間への技術移転へとつなげられるよう努める。

(3) 漁場環境の保全措置に対する支援措置

餌料培養基質を備えた魚礁漁場を整備し、自然との共生に優れた環境を創造する。

7 資源回復措置の実施に伴う進行管理

(1) 資源回復措置の実施状況の把握

県は、漁獲努力量削減措置の実施状況を毎年把握し、資源回復措置の円滑な実施が図られるよう、関係者を指導する。

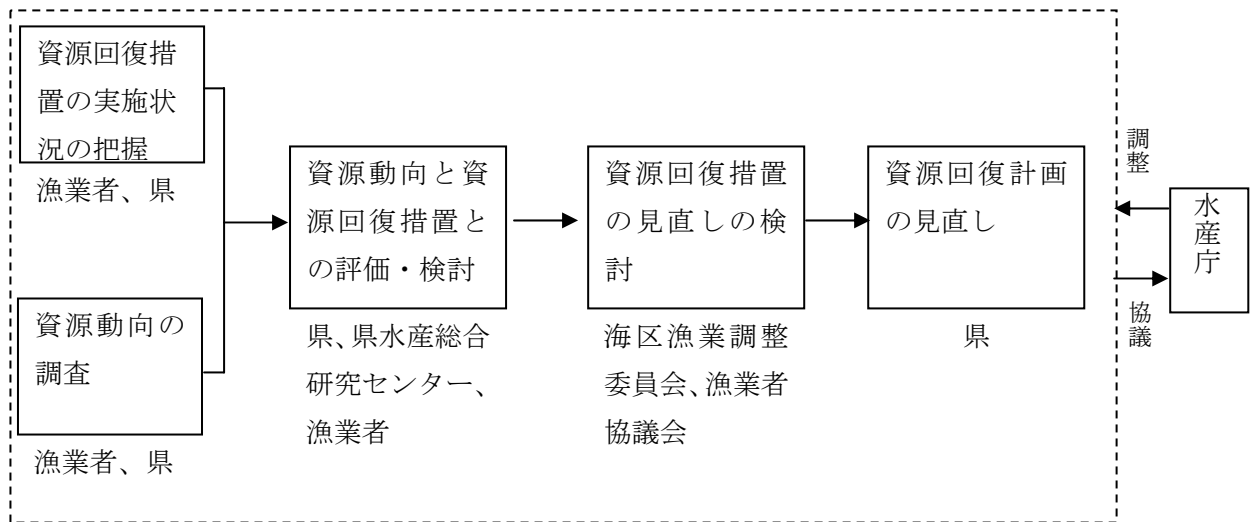
(2) 資源動向の調査

県は、県水産総合研究センター、増養殖研究所と連携して調査・評価体制を構築し、資源状況の把握を行う。

(3) 資源回復措置の見直し

県は、(1)(2)の結果を踏まえて、資源回復措置の評価をすると共に、必要に応じて資源回復措置の見直しを行う。

(4) 進行管理に関する組織体制



8 その他

県では、総合販売戦略に基づく有利販売と販路拡大の一環として、「うすめばるトータルプラン推進事業」を立ち上げた。これは、①資源管理調査②資源添加調査③付加価値アップを3つの柱として、ウスメバル漁業の経営改善と県特産品としての地位の向上を目指すものである。

また、資源回復計画については、漁業者による漁獲努力量削減の取り組みを行って資源の回復を図るものであるため、広く情報提供を行い、県民等の理解を得ながら進めていくこととする。